

平成7年10月1日

各位

大阪市環境事業局

ごみ処理手数料について

平素は、本市廃棄物処理事業の円滑な運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方が排出されるごみの処理費用につきましては、本市条例で、収集運搬に要する手数料及び本市処理施設において処理する手数料を定め、事業者の責任として皆様方に収集、運搬及び処理の経費をごみ量に応じて負担していただいております。

収集運搬手数料及び処理施設での処理手数料については、平成4年4月に改定を行ってきたところでありますが、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者が、本市処理施設へ搬入するごみの処理手数料につきましては、平成7年4月1日付で再度引き上げ改定を行いました。

つきましては、ごみの処理を許可業者に委託されている事業者の皆様方に対しまして、それぞれの許可業者より「ごみ処理手数料」の改定の申し出があろうかと存じますが、許可業者としても、適正な料金を事業者の皆様方にご負担いただかねばならない状況にありますので、その旨ご賢察いただき、ご理解賜りますようお願いいたします。

◎ ごみ量の認定方法

ごみ量の認定は、本市条例（大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第30条第2項）に基づく「ごみ等有料処理事務取扱要領」で、次のとおり定めております。

平均比重1/3として算出する。具体的には、45ℓ入のポリ容器に入っているごみは15kg、90ℓ入の中継かごに入っているごみは30kgを基準として処理量を認定する。

ただし、燃えがら、がれき等の重量物については、平均比重4/3として算出する。

◎ お問い合わせ先

大阪市環境事業局指導課 ☎ 363-7440

担 当 区	担当事務所	電 話
北 区・都 島 区	北 事 務 所	3 5 1 - 4 0 0 0
淀 川 区・東淀川区	東北事務所	3 2 3 - 3 5 1 1
旭 区・城 東 区・鶴 見 区	城北事務所	9 1 3 - 3 9 6 0
西淀川区・此 花 区・福 島 区	西北事務所	4 7 7 - 1 6 2 1
中 央 区・浪 速 区・天王寺区	中央事務所	7 1 4 - 6 4 1 1
西 区・港 区・大 正 区	西 事 務 所	5 8 1 - 2 0 3 0
生 野 区・東 成 区	東 事 務 所	7 5 1 - 5 3 1 1
阿倍野区・住 吉 区	南 事 務 所	6 2 1 - 8 7 6 1
西 成 区・住之江区	西南事務所	6 5 2 - 5 3 5 3
東住吉区・平 野 区	東南事務所	7 0 0 - 1 7 5 0